

事務連絡  
令和元年8月30日

各特別区保健衛生主管課長 殿

東京都福祉保健局  
医療政策部医療安全課

### 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について

平素より東京都の保健医療施策について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

医療機関においてサイバー攻撃を受けた際の非常時の対応については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5版」（平成29年5月）に定められているところです。

標記について、今般、天皇陛下の御即位に伴う儀式等に伴い、厚生労働省医政局研究開発振興課医療情報技術推進室よりあらためて周知の依頼がありました。

つきましては、あらためて医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について、貴管内医療機関等へ周知いただくとともに、万一、サイバー攻撃が疑われる障害や、サイバー攻撃の被害を確認した際には、厚生労働省医政局研究開発振興課医療情報技術推進室（03-3595-2430）へご連絡いただくようお願いいたします。

なお、公益社団法人東京都医師会、公益社団法人東京都歯科医師会及び都内各病院には当課より別途通知しておりますことを申し添えます。

（添付書類）

- 1 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について  
（平成30年10月29日付医政総発1029第1号、医政地発1029第3号、医政研発1029第1号）
- 2 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5版  
（平成29年5月）

（問合せ先）

東京都福祉保健局医療政策部医療安全課指導担当  
電話03-5320-4432